

森林景観形成重点区域の届出対象行為

森林景観形成重点区域の届出対象行為を、浜中町一般区域の基準を基本にしながら、部分的に厳しい制限の設定や必要項目を追加します。

行為の種類			森林景観形成重点区域の届出対象行為
建築物	新築又は移転		酪農景観形成重点区域と同様
	増築又は改築		
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更		酪農景観形成重点区域と同様
工作物	新設又は移転	さく、塀、擁壁等	浜中町一般区域と同様
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	湿原・海岸景観形成重点区域と同様
		風力発電設備	
		煙突等	
		電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	湿原・海岸景観形成重点区域と同様
		物見塔等	湿原・海岸景観形成重点区域と同様
		彫刻、記念碑等	浜中町一般区域と同様
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	
		製造施設(プラント等)	
		貯蔵・処理施設	
		汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
		太陽電池発電設備	浜中町一般区域と同様
	増築・改築		酪農景観形成重点区域と同様
	修繕、模様替え		酪農景観形成重点区域と同様
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		浜中町一般区域と同様
木竹の伐採		酪農景観形成重点区域と同様	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積